

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加 △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おもと/orの位置)	江東1. 北砂三・四・五丁目地区 約48.6ha (江東区北東部)		
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	震災時で燃え広がらない防災安全性と居住環境を確保した良好な住宅市街地を形成するとともに、地域の商業中心地として商業機能等の集積を図り、活気と魅力のある都市空間を形成する。		
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	老朽建築物の不燃化建替えや除却、行き止まり道路の解消、公園の整備等を行うことにより、防災安全性と居住環境を確保した住宅市街地を形成する。 また、活気のある砂町銀座商店街の形成、幹線道路沿いの複合的土地利用を進める。		
c 建築物の更新の方針	新たな防火規制や除却勧告が可能な老朽建築物等の適正管理に関する条例等の導入等により、老朽建築物の不燃化建替えや除却を促進するとともに、無駄敷地、狭小敷地等で建替えが困難な箇所においては共同建替え等を促進する。		
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	震災時で避難場所まで安全に到達できる避難や消防活動のための道路ネットワークを形成する。 また、延焼遮断空間及び避難・救護活動等空間となる空地の整備を進める。		
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 住民主体の計画づくりと合意形成を図りながら、公園・道路等の整備は公共が行い、木造住宅密集地域整備事業や不燃化推進特定整備地区制度など様々なまちづくり事業を活用しつつ、民間による不燃化建替え等の自主更新を積極的に誇導していく。 2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項 地区計画「北砂三・四・五丁目地区」 4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制		